

「倒木による停電予防のための樹木の事前伐採に関する調査」の結果に基づく通知に対する改善措置状況（フォローアップ）の概要

！ 背景と目的

【通知先】経済産業省 【通知日】令和7年3月28日 【回答日】令和8年6月29日

- ◇ 倒木による送配電線の断線等による停電が発生した場合、住民生活への影響は大きく、一般送配電事業者（以下「事業者」という。）や地方公共団体は迅速な対応に苦慮（令和元年の台風では東京電力管内で最大停電戸数約93万戸、復旧までに約2週間）。**停電予防のため樹木の事前伐採は有効な手段**
- ◇ 現状では、倒木による停電被害を経験した地方公共団体において樹木の事前伐採を行うケースが多く、事前伐採が停電予防の対策として十分に普及しているとは言い難い状況
- ◇ 事前伐採に係る現状及び課題について把握する観点から、地方公共団体と事業者との**情報共有、事務分担・費用負担の状況等を調査**（実地調査：23市町村、9府県、4事業者）

経済産業省に対し、以下の事項等を通知

- ① 地方公共団体及び事業者に対し、両者の情報共有の機会を適時に設けるよう促すこと。
- ② 地方公共団体及び事業者に対し、事前伐採は両者が共に受益する取組であり、相応の事務分担及び費用負担の協議を経た、両者の主体的な協力によって実施される旨を周知すること。

✓ 改善措置及びその効果

- ① 地方公共団体に対して、事前伐採については、事業者と情報共有しながら取り組むことが重要である旨を説明。事業者に対して、地方公共団体と事前伐採に係る**情報共有の機会を適時に設けるよう依頼**
⇒ **令和7年度中に市町村と事業者間で情報共有の機会が新たに設けられた事例が66件、全ての事業者において地方公共団体に対する情報提供を実施**
- ② 地方公共団体に対して、事前伐採は地方公共団体及び事業者が共に受益する取組であり、地域の実情に応じた事務分担や費用負担によって、**両者が協力して取り組むことが重要である旨を周知**
事業者に対して、事前伐採は、地方公共団体及び事業者の、相応の事務分担及び費用負担の協議を経た、**両者の主体的な協力によって実施されるものであることを踏まえ取り組むことを周知**
⇒ **令和7年度に新たに59市町村において事前伐採を実施。地方公共団体と事業者が所有者交渉や工事費用等で協力して実施した事例あり**

1 事前伐採の必要性の検討に向けた情報共有等の状況

制度の概要

- ◇ 停電予防を目的とした伐採には、電気事業法令（※1）に基づく伐採のほか、法令等の定めがない事前伐採（地方公共団体及び事業者が平時から連携し、荒天時の風雪等による倒木によって停電被害をもたらす可能性がある樹木を伐採するもの）がある。
- ◇ 防災基本計画（※2）には、「都道府県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努めるものとする。」と記載

※1 電気事業法（昭和39年法律第170号）、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）に加え、「電気設備の技術基準の解釈」（平成25年3月14日付け20130215商局第4号経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官）を含む。
※2 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第34条及び第35条に基づき、中央防災会議は、指定行政機関及び指定公共機関並びに地方公共団体に作成が義務付けられた防災業務計画や地域防災計画の作成の基準となるべき事項等を定めた防災基本計画を作成しなければならないとされている。

当省の意見

- ① 地方公共団体に対し、事前伐採を実施することの意義が理解されるよう、事前伐採に係る有効性や負担などについて、実例を示しつつ、継続的に普及・啓発を行うこと。
- ② 地方公共団体及び事業者に対し、事前伐採に係る両者の情報共有の機会を適時に設けるよう促すこと。
- ③ 事業者に対し、倒木リスク、断線時の停電による影響範囲及び停電予防の効果など、地方公共団体が事前伐採の必要性を検討する上で具体的な情報を整理し、地方公共団体に対して提供するように促すこと。

<調査結果>

- 事業者の適切な関与があれば、市町村の伐採箇所の検討が進展した可能性のある事例あり
- 事業者が市町村に対し、倒木による停電想定戸数を含む事前伐採の候補箇所の情報を提供している事例がある一方、情報提供を考えていない事例あり
- 停電予防の効果を示すことができれば、財政当局や議会に説明しやすくなるとの市町村の意見や、事業者が、伐採後に倒木による停電が発生していないことを市町村に示し、事前伐採の継続協議に役立った事例あり

改善措置及びその効果

- ① 地方公共団体に対して、**事前伐採の有効性、事務分担や費用負担を含む具体的な取組等について普及・啓発**
- ② 地方公共団体に対して、事業者と**情報共有しながら取り組むことが重要である旨を説明**
事業者に対して、地方公共団体と事前伐採に係る**情報共有の機会を適時に設けるよう依頼**
⇒ 令和7年度中に市町村と事業者間で連携協定が締結されたことにより、情報共有の機会が新たに設けられた事例が66件
- ③ 事業者に対して、地方公共団体が事前伐採の必要性を検討する上で**具体的な情報の整理、提供を依頼**
⇒ 全ての事業者において、地方公共団体に対して倒木による停電リスクや事前伐採の候補箇所等に関する情報提供を実施

2 事前伐採に係る事務分担及び費用負担の状況等

制度の概要

- ◇ 事前伐採に係る事務分担及び費用負担について明確に規定した法令等はなく、双方の個別協議に基づく事務分担及び費用負担となっている。
- ◇ 災害時連携計画（※）には、「設備被害の発生を未然に防止するため、一般送配電事業者は、地方自治体主体での計画伐採の取り組みに関する地方自治体との協議を行い、協定締結等を進める。」と記載
 - ※ 電気事業法第33条の2に基づき、事業者10社は共同して、災害その他の事由による事故により電気の安定供給の確保に支障が生ずる場合に備えるための計画を作成し、電力広域的運営推進機関を経由して経済産業大臣に届け出ることが義務付けられた。同計画には、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第47条の3第5号に基づき、地方公共団体等との連携に関する事項を記載することとされている。
- ◇ 災害時連携計画において、地方公共団体及び事業者間の事務分担の事例や費用負担の割合の事例が掲載

当省の意見

- ① 地方公共団体及び事業者に対し、事前伐採は当事者である両者が共に受益する取組であり、その前提に立ち、相応の事務分担及び費用負担の協議を経た、両者の主体的な協力によって実施される旨を周知すること。
- ② 事業者へ確認の上、災害時連携計画における記載内容ののちとして事前伐採を推進する上での課題を把握し、改善策を検討の上、それらの結果を公表すること。
- ③ 事務分担及び費用負担の事例を背景事情と共に収集・整理し、その結果を地方公共団体及び事業者に提供すること。

<調査結果>

- 事務の大部分や費用の全額又は大部分を市町村が負担している事例あり
- 一部の事業者は、災害時連携計画の記載を踏まえ、事前伐採の候補箇所を提案するといった一部の関わりとなっている事例あり
- これまで提供されていた事例は、当事者間の事務分担や費用負担の調整結果が中心

改善措置及びその効果

- ① 地方公共団体に対して、地方公共団体及び事業者が共に受益する取組であり、地域の実情に応じた事務分担や費用負担によって、**両者が協力して取り組むことが重要である旨を周知**

事業者に対して、地方公共団体及び事業者の、相応の事務分担及び費用負担の協議を経た、**両者の主体的な協力によって実施されるものであることを踏まえ取り組むことを周知**

⇒ 令和7年度に新たに59市町村において事前伐採を実施。市町村と事業者が計画策定、所有者交渉や工事費用等で協力して実施した事例あり
- ② 事業者に災害時連携計画の記載内容について検討を要請。地方公共団体及び事業者の**主体的な協力により実施されるものであるという認識について確認**し、検討結果をウェブページに公表
- ③ 地方公共団体及び事業者の**事務分担、費用負担、背景事情等の具体的な事例について、事業者の協力を得ながら整理**し、地方公共団体に**提供**

倒木による停電予防のための樹木の事前伐採に関する調査の 結果に基づく通知に対する改善措置状況（フォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 令和6年6月～7年3月
- 2 対象機関 調査対象機関：経済産業省、農林水産省（林野庁）
関連調査等対象機関：23市町村、9府県、4一般送配電事業者（本社、総支社、支社、本部、営業所の計17事業所）
※このほか、管区行政評価局等による実地調査に先駆け、令和6年6月から当該調査における関連調査等対象機関（市町村）の選定に活用することを目的として、8府県全295市町村に対して基礎調査を実施した。

【通知日及び通知先】 令和7年3月28日 経済産業省

【回答年月日】 令和8年6月29日 経済産業省 ※改善状況は令和8年3月31日現在

【調査の背景事情】

- 近年、台風の上陸等に端を発した暴風雨等により、国民経済・生活を支える重要インフラに甚大な被害が生じることがしばしばあるが、一たび、倒木による送配電線の断線等による停電が発生した場合には、住民生活への影響は大きく、迅速な対応が求められる一般送配電事業者や地方公共団体であってもその対応に苦慮することもある。
- 最近でも、令和元年台風第15号の影響により千葉県を中心に停電が広範囲で発生し、住民生活に甚大な被害を与えた。
- そのため、停電予防のための倒木対策、なかんずく、事前に樹木を伐採すること（以下「事前伐採」という。）の重要性がますます高まりつつある。
- 令和2年には、電気事業法（昭和39年法律第170号）が改正され、一般送配電事業者10社は共同して、非常災害時や非常災害時に備えた平時からの同事業者と関係機関との連携等の事項を盛り込んだ「災害時連携計画」を作成し、電力広域的運営推進機関を經由して経済産業大臣に届け出なければならぬとされた。当該計画には、同事業者が倒木対策等に関し、地方公共団体と連携していくことが触れられている。
- 一方、現状では、倒木による停電被害等を経験した後にその対処として、樹木の伐採が行われるケースが多く、これまでのところ、事前伐採が停電予防の対策として十分に普及しているとは言い難い状況にある。
- 本調査は、事前伐採に係る現状及び課題について把握する観点から、地方公共団体及び一般送配電事業者間における、事前伐採の必要性の検討に向けた情報共有等の状況や、事前伐採に係る事務分担及び費用負担の状況等について調査し、関係行政の改善に資することを目的として実施したものである。

通知事項等	経済産業省が講じた改善措置状況
<p>1 事前伐採の必要性の検討に向けた情報共有等の状況 (通知要旨)</p> <p>① 関係省庁と連携しつつ、地方公共団体に対し、事前伐採を実施することの意義が理解されるよう、事前伐採に係る有効性や負担などについて、実例を示しつつ、継続的に普及・啓発を行うこと。</p> <p>② 関係省庁と連携しつつ、地方公共団体及び一般送配電事業者に対し、事前伐採に係る両者の情報共有の機会を適時に設けるよう促すこと。</p> <p>③ 一般送配電事業者に対し、倒木リスク、断線時の停電による影響範囲及び停電予防の効果など、地方公共団体が事前伐採の必要性を検討する上で具体的な情報を整理し、地方公共団体に対して提供するよう促すこと。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 停電予防を目的とした伐採には、電気事業法令(注)に基づく伐採のほか、法令等の定めがない事前伐採(地方公共団体及び一般送配電事業者が平時から連携し、荒天時の風雪等による倒木によって停電被害をもたらす可能性がある樹木を伐採するもの)がある。</p> <p>(注) 電気事業法、電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)に加え、「電気設備の技術基準の解釈」(平成25年3月14日付け20130215商局第4号経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官)を含む。</p> <p>○ 令和2年5月修正の防災基本計画(注)には、「都道府県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努めるものとする。」と記載されている。</p>	<p>→① 各産業保安監督部(支部、監督署及び事務所を含む。以下同じ。)は、各一般送配電事業者と連携しつつ、各都道府県と従前から事前伐採に関する意見交換等を実施しているが、全ての一般送配電事業者に対して、「倒木による停電予防のための樹木の事前伐採に関する取組について(依頼)」(令和7年5月2日付け各一般送配電事業者及び送配電網協議会宛て経済産業省産業保安・安全グループ電力安全課長依頼)(以下「課長依頼」という。)を発出した。</p> <p>課長依頼において、i)事前伐採を実施することの意義が理解されるよう産業保安監督部とともに各都道府県を訪問し、防災担当部局等と具体的な進め方を相談した上で、事前伐採の取組について説明する場を設けるなど、市町村への説明を実施すること、ii)関心のある市町村へ個別に訪問し、情報提供等を行うことについて検討することを依頼した。</p> <p>また、各産業保安監督部は、各一般送配電事業者と共同で、全ての都道府県、市町村の約8割(注)に事前伐採の有効性、事務分担や費用負担を含む具体的な取組等について普及・啓発を実施するとともに、経済産業省本省から関係省庁にも取組を共有した。</p> <p>今後も、地方公共団体に対して事前伐採の必要性等について継続的に説明するとともに、事前伐採に係る連携事例の周知等を通じて、事前伐採の取組を促進していく。</p> <p>(注) 各一般送配電事業者が電力を供給する市町村合計(1,749)から、都道府県が説明は不要と回答した市町村を除いた市町村(1,683)のうち、1,321市町村(今後実施予定のもの及び産業保安監督部からの説明を受け都道府県が実施したものを含む。)</p> <p>② 都道府県・市町村に対して、①の説明において、事前伐採については、地方公共団体と一般送配電事業者が情報共有しながら取り組むことが重要である旨を説明した。</p> <p>また、全ての一般送配電事業者に対して、課長依頼を発出し、都道府県・市町村と事前伐採に係る情報共有の機会を適時に設けるよう促し</p>

通知事項等	経済産業省が講じた改善措置状況
<p>(注) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第34条及び第35条に基づき、中央防災会議は、指定行政機関及び指定公共機関並びに地方公共団体に作成が義務付けられた防災業務計画や地域防災計画の作成の基準となるべき事項等を定めた防災基本計画を作成しなければならないとされている。</p> <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 府県が市町村及び一般送配電事業者間の情報共有の場を設けることによって、事前伐採に取り組んでいる事例がみられた一方で、同事業者の適切な関与があれば、市町村における伐採箇所の検討が進展した可能性のある事例もみられた。 ○ 一般送配電事業者が市町村に対し、倒木による停電想定戸数を含む事前伐採の候補箇所の情報を提供している事例がみられた一方で、市町村への情報提供を考えていない事業者もみられた。 ○ 市町村の中には、停電予防の効果を示すことができれば、財政当局や議会に説明しやすくなるとの意見があったほか、一般送配電事業者が、事前伐採後に倒木による停電が発生していないことを市町村に示し、事前伐採の継続協議に役立った事例がみられた。 	<p>た。</p> <p>このような取組の結果、令和7年度中に、市町村と一般送配電事業者との間で事前伐採に関する連携協定が締結されたことにより、情報共有の機会が新たに設けられた事例が66件あった。</p> <p>③ 全ての一般送配電事業者に対して、課長依頼を発出し、倒木リスク、断線時の停電による影響範囲及び停電予防の効果など、都道府県・市町村が事前伐採の必要性を検討する上で具体的な情報を整理し、都道府県・市町村に対して提供するよう促した。</p> <p>このような取組の結果、全ての一般送配電事業者において、都道府県・市町村に対して倒木による停電リスクや事前伐採の候補箇所等に関する情報提供がなされ、事前伐採に係る協議が進んだ。</p>
<p>2 事前伐採に係る事務分担及び費用負担の状況等 (通知要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 地方公共団体及び一般送配電事業者に対し、事前伐採は当事者である両者が共に受益する取組であり、その前提に立ち、相応の事務分担及び費用負担の協議を経た、両者の主体的な協力によって実施される旨を周知すること。 ② 一般送配電事業者へ確認の上、電気事業法第33条の2に基づき同事業者が作成する災害時連携計画の「ロ 倒木対策等」における記載内容ののっとり事前伐採を推進する上での課題を把握し、改善策を検討の上、それらの結果を公表すること。 </div>	<p>→① 都道府県・市町村に対しては、上記1の①の説明において、事前伐採は当事者である都道府県・市町村及び一般送配電事業者が共に受益する取組であり、地域の実情に応じた事務分担や費用負担によって、両者が協力して取り組むことが重要である旨を周知した。</p> <p>また、全ての一般送配電事業者に対して、課長依頼を発出し、事前伐採は、都道府県・市町村及び同事業者が共に受益する取組であり、その前提に立ち、相応の事務分担及び費用負担の協議を経た、両者の主体的な協力によって実施されるものであることを踏まえ取り組むことを周知した。</p>

通知事項等	経済産業省が講じた改善措置状況															
<p data-bbox="181 209 1086 288">③ 事務分担及び費用負担の事例を背景事情と共に収集・整理し、その結果を地方公共団体及び一般送配電事業者に提供すること。</p> <p data-bbox="181 347 259 376">(説明)</p> <p data-bbox="181 392 344 421">《制度の概要》</p> <p data-bbox="163 437 1108 560">○ 事前伐採に係る事務分担及び費用負担について明確に規定した法令等はなく、現状、地方公共団体及び一般送配電事業者の個別協議に基づき事務分担及び費用負担がなされている。</p> <p data-bbox="163 576 1108 743">○ 令和2年7月作成の災害時連携計画(注)(ロ 倒木対策等)には、「設備被害の発生を未然に防止するため、一般送配電事業者は、地方自治体主体での計画伐採の取り組みに関する地方自治体との協議を行い、協定締結等を進める。」と記載されている。</p> <p data-bbox="203 751 1108 906">(注) 電気事業法第33条の2に基づき、一般送配電事業者10社は共同して、災害その他の事由による事故により電気の安定供給の確保に支障が生ずる場合に備えるための災害時連携計画を作成し、電力広域的運営推進機関を経由して経済産業大臣に届け出ることが義務付けられた。同計画には、電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第47条の3第5号に基づき、地方公共団体等との連携に関する事項を記載することとされている。</p> <p data-bbox="163 963 1108 1131">○ 一般送配電事業者は、災害時連携計画において、地方公共団体を含む関係機関との連携事例を整理することとしており、地方公共団体及び同事業者間の事務分担の事例(工事計画、伐採交渉及び伐採工事をどちらが分担しているか。)や費用負担の割合の事例が掲載されている。</p> <p data-bbox="181 1190 320 1219">《調査結果》</p> <p data-bbox="163 1235 1108 1315">○ 事務分担の大部分を市町村が負担している事例や費用負担の全額又は大部分を市町村が負担している事例がみられた。</p> <p data-bbox="163 1331 1108 1406">○ 一部の一般送配電事業者は、災害時連携計画の記載を踏まえ、事前伐採について、当事者というより市町村の事業を側面的に支援する立場である</p>	<p data-bbox="1189 204 2078 488">このような取組の結果、以下の表のとおり、令和7年度に新たに59市町村において事前伐採が実施され、市町村と一般送配電事業者で協議した結果、i)同事業者が樹木と電線との離隔距離の確保及び防護管取付けを省略するため、所有者との交渉及び樹木の上部の伐採を先行して実施、ii)その後市町村において樹木の下部を伐採して、費用はそれぞれ負担するなど両者の主体的な協力により実施されたことが確認できる事例もみられた。</p> <p data-bbox="1133 544 1666 572">表 各年度における事前伐採実施市町村数</p> <table border="1" data-bbox="1133 579 2078 798"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 579 1621 667">区分</th> <th data-bbox="1621 579 1733 667">令和4年度</th> <th data-bbox="1733 579 1845 667">5年度</th> <th data-bbox="1845 579 1957 667">6年度</th> <th data-bbox="1957 579 2078 667">7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 667 1621 710">事前伐採実施市町村数</td> <td data-bbox="1621 667 1733 710">115</td> <td data-bbox="1733 667 1845 710">145</td> <td data-bbox="1845 667 1957 710">153</td> <td data-bbox="1957 667 2078 710">186</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 710 1621 798">うち、初めて事前伐採を実施した市町村数</td> <td data-bbox="1621 710 1733 798">85</td> <td data-bbox="1733 710 1845 798">66</td> <td data-bbox="1845 710 1957 798">50</td> <td data-bbox="1957 710 2078 798">59</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1144 805 1547 834">(注) 一般送配電事業者からの報告による。</p> <p data-bbox="1160 887 2078 1002">② 令和7年4月9日及び5月2日に、一般社団法人送配電網協議会(注)に対して、災害時連携計画の記載内容の変更について検討するよう要請した。</p> <p data-bbox="1189 1018 2078 1173">一般送配電事業者は、令和7年12月から2回にわたり一般社団法人送配電網協議会が開催する会議において、上記1の①の説明時に地方公共団体から寄せられた意見も踏まえ、当該記載内容の見直しについて検討した。</p> <p data-bbox="1189 1189 2078 1343">その結果について報告を受け、事前伐採は地方公共団体及び一般送配電事業者の主体的な協力により実施されるものであるという同事業者の認識が改めて確認でき、令和8年3月に検討結果をウェブページにおいて公表した。</p> <p data-bbox="1200 1359 2078 1410">(注) 送配電事業の一層の中立性・透明性を確保する観点から、一般送配電事業者による独立した運営組織として、令和3年4月に発足。送配電関連設備を建設・維持・運用する会員</p>	区分	令和4年度	5年度	6年度	7年度	事前伐採実施市町村数	115	145	153	186	うち、初めて事前伐採を実施した市町村数	85	66	50	59
区分	令和4年度	5年度	6年度	7年度												
事前伐採実施市町村数	115	145	153	186												
うち、初めて事前伐採を実施した市町村数	85	66	50	59												

通知事項等	経済産業省が講じた改善措置状況
<p>との認識を有していることが明らかになっており、当該事業者は、事前伐採の候補箇所を提案するといった一部の関わりとなっている事例がみられた。</p> <p>○ 提供されている先行事例の情報は、事務分担等に至る経緯や考え方に関する情報が無く、地方公共団体及び一般送配電事業者間の事務分担や費用負担の調整結果が中心となっていた。</p>	<p>の代表として、制度設計やルール策定を所管する国や電力広域的運営推進機関と対話し、会員の能動的な行動につなげることで、送配電事業の健全な発展を図り、もって我が国経済の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする法人</p> <p>③ 一般送配電事業者の協力を得ながら、事前伐採における都道府県・市町村及び同事業者の事務分担、費用負担、背景事情等の具体的な事例を整理し、上記1の①の説明時に都道府県・市町村に対して提供した。</p> <p>また、令和7年12月4日に一般社団法人送配電網協議会が開催した会議において、各一般送配電事業者は、事前伐採における都道府県・市町村及び同事業者の事務分担、費用負担、背景事情等の事例を共有した。</p>